官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件（厚生労働八）　一
○介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を定める件（同九）　二
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務八）　五
○情報の保護に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件（外務一四）　六
○肥料を登録した件（農林水産四六、四七）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（国土交通四四）　七
○道路に関する件（九州地方整備局四）　七
○道路に関する件（北海道開発局一、二）　七
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七

法務

公証人任免（法務省）　七

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（山梨労働局最低賃金公示一）　七

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　七

令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験合格者（工業所有権審議会）　七

〔公告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達、建設業の許可の取消処分、河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九

会社その他　二六

## 法規的告示

○厚生労働省告示第八号

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百九十五条の規定を実施するため、国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （入学手続） | （入学手続） |
| **第九条**　学科に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学院の長に提出し、学院が実施する入学試験を受けなければならない。 | **第九条**　学科に入学を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学院の長に提出し、学院が実施する入学試験を受けなければならない。 |
| 一～三　（略） | 一～三　（略） |
| （削る） | 四　健康診断書（第四号を除く。）に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。 |
| 2　前項各号に掲げる提出書類の様式は、総長が別に定める。 | |

○厚生労働省告示第九号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第二項第二号、第九条、第九条の二、第十一条及び第十一条の二の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき令和八年度の医療保険者の納付金の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

令和八年一月十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

| 区分 | 率又は額 |
| --- | --- |
| 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率 | ○・〇〇九八六七六八 |
| 省令第七条第二号に規定する率 | 一・二〇五四三一一一 |
| 省令第八条第二項第二号に規定する率 | ○・九九三二六九八〇 |
| 省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額 | 八九、七九一円 |
| 省令第九条の二に規定する総報酬割概算負担率 | ○・〇一八八四五九九 |
| 省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額 | 七四、五三五円 |
| 省令第十一条の二に規定する総報酬割確定負担率 | ○・〇一六三一五四〇 |